

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成14年10月 第2回訂正分)

株式会社 **アリサカ**

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成14年10月1日に九州財務局長に提出し、平成14年10月2日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成14年9月3日付をもって提出した有価証券届出書及び平成14年9月20日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集350,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し150,000株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成14年9月30日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部 証券情報

### 第1 募集要項

#### 2. 募集の方法

平成14年9月30日に決定された引受価額(413円60銭)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(440円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、日本証券業協会(以下「協会」という。)の定める公正慣習規則第1号(以下「規則」という。)第7条第1項第1号に規定されるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

欄外注記の訂正

(注)3.の全文削除

### 3. 募集の条件

#### (2) ブックビルディング方式

##### 欄内の数値の訂正

「発行価格」の欄：「未定(注)1.」を「440円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「413円60銭」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき440円」に訂正。

「摘要」の欄：

3. 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき413円60銭)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、下記の(注)1.を参照下さい。
7. 販売に当たりましては、協会の規則で定める株主数基準の充足、店頭登録後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。  
需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。  
需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

#### 7.の全文削除

##### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 公募増資等の価格の決定に当たりましては、320円以上480円以下の仮条件によりブックビルディングを実施いたしました。その結果、以下の点が特徴として見られました。  
申告された総需要株式数は、公開株式数500千株(公募株式数350千株、売出株式数150千株)を十分に上回る状況であったこと  
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと  
申告された需要のうち、機関投資家以外の投資家からの需要が、機関投資家からの需要より多かったこと  
従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価及び店頭登録日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、440円と決定いたしました。  
なお、引受価額は、413円60銭と決定いたしました。
2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(440円)と平成14年9月20日に公告した発行価額(272円)及び平成14年9月30日に決定した引受価額(413円60銭)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 新株式に対する配当起算日は、平成14年10月1日といたします。

#### (注)2.3.の全文削除

#### 4. 株式の引受け

##### 欄内の数値の訂正

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成14年10月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき413円60銭)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき26円40銭)の総額は引受人の手取金となります。

##### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 上記引受人と平成14年9月30日に元引受契約を締結いたしました。  
2. 引受人は、上記引受株式数の内11,000株については、全国の証券会社に委託販売いたします。

#### 5. 新規発行による手取金の使途

##### (1) 新規発行による手取金の額

##### 欄内の数値の訂正

「払込金額の総額」の欄：「131,600,000円」を「144,760,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「111,900,000円」を「125,060,000円」に訂正。

##### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。  
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注)1.の全文削除

##### (2) 手取金の使途

上記の手取概算額125,060千円については、運転資金及び借入金の返済に充当する予定であります。

## 第2 売出要項

### 1. 売出株式

平成14年9月30日に決定された引受価額(413円60銭)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格440円)で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### 欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「60,000,000円」を「66,000,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「60,000,000円」を「66,000,000円」に訂正。

##### 欄外注記の訂正

注記の全文削除

## 2. 売出しの条件

### (2) ブックビルディング方式

#### 欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定(注)1.」を「440円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「413円60銭」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき440円」に訂正。

「申込受付場所」の欄の文章：元引受契約を締結した証券会社の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)2.」を「(注)2.」に訂正。

「摘要」の欄：

5. 売出価格の決定方法は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要6.と同様であります。
6. 上記引受人の販売方針は、第1 募集要項 3. 募集の条件 (2) ブックビルディング方式の摘要7.に記載した販売方針と同様であります。

#### 欄外注記の訂正

- (注) 1. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。
2. 元引受契約の内容

<u>各証券会社の引受株数</u>	<u>新光証券株式会社</u>	<u>150,000株</u>
<u>引受人が全株買取引受を行います。</u>		
  3. 上記引受人と平成14年9月30日に元引受契約を締結いたしました。